

苫小牧市教育委員会會議録

会議区分	苫小牧市教育委員会 第 4 回 定例委員会		
日 時	平成23年3月24日 自 14時59分 至 16時16分		
場所	苫小牧市役所9階第2委員会室		
出席委員	委員長 上原 肇 委員 佐藤 郁子 委員 鈴木 正樹 委員 佐藤 守 委員 山田 真久		
欠席委員			
會議録署名委員	山田 真久 教育長		
會議録作成職員	総務企画課総務係主事 近江谷 健		
事務局職員	学校教育部長 須藤 孝生 スポーツ生涯学習部長 小野寺 徹示 学校教育部次長 福田 小夜子 指導室長 岩井 真二 学校教育部副主幹 村上 孝一 総務企画課総務係主査 三橋 大輔 総務企画課総務係主事 近江谷 健		
會議案件	別紙のとおり		
會議の経過概要	別紙のとおり		

1 委員会開会の宣言（上原委員長）…14時59分

（上原委員長）

- ・3月11日に大変な震災が起こり、私共に関連のある教育分野においても相当な被害があった。該当の地域の方には心よりお見舞い申し上げたい。また一刻も早く元気を取り戻し、元の活動ができるようお祈りしたい。

2 会議録署名委員の指名（教 育 長）

3 報 告（教 育 長）

・委員各位には小・中学校の卒業式への参加に感謝申し上げる。子ども達の栄えある姿あるいは喜びの顔、あるいは学校の雰囲気等、様々に感じたと思う。今日は小・中学校一斉に修了式ということで、3学期も終わり年度末休業に入っている。

・前回2月15日の教育委員会以降の出来事を振り返る。弥生中学校の統廃合に関して、地域の町内会長に説明会を実施し、同意をいただいた。教材や制服などの保護者負担のこと、いじめ対策などの子どもの不安が話題となった。したがって早速関係する校長を呼び、配慮をお願いした。

・次に、今シーズン最後となる子ども達のアイスホッケーだが、教育委員会杯争奪アイスホッケー大会が終了し、ノーティーベアーズが優勝した。併せて日韓の青少年スケート競技交流試合も開催された。

・その他、博物館大学の修了式、ミュージックキャンプと発表会、長生大学の卒業式があった。本来ならば今日、トヨタ国際チャレンジカップで中学生がカナダに出発する日だったが、地震の影響で中止となった。また、25日に予定されていた小中高校と教育委員会の合同勇退・転出者激励会も中止となった。

・岩見沢の学校給食の食中毒が起き、発症者は1,500人を超え、給食調理場が閉

鎖されるという大変大きな影響を受けている。また、保健所はサルモネラ菌が原因と断定し、さまざまな改善命令を出した。これを受け、岩見沢市は改善計画を提出したが、内容は第1に施設に関わるもので、特に調理員の手洗い場の改修と増設、床の汚染を防止する塗装の実施、釜や攪拌棒の消毒と洗浄の徹底、納入食材と保管食材と一緒に置かないよう、別部屋の設置などだ。他に、和え物や生野菜の使用の自粛、衛星管理マニュアルの見直し、職員への研修などが報告された。保健所はこれまで道内各地の調理場に改善指導を行っているが、9割近くの施設に改善指導が行われた。本市の調理場にも求められた指導があったが、新調理場の新設、第2調理場の床の修理などで対応を進めている。

・次に、植苗小中学校での灯油流出事故の件だが、経過については3月3日に教育委員に参集いただき、説明した通りだ。これ以降美々川への新たな流出は発見されていないが、念のため7日からは5箇所にオイルフェンス・オイルストッパーを設置し、業者やコンサルタントの意見を聞いて今後の対策について協議を進めていく。議会でも質問があつたが、今回の問題点として、灯油タンクの危険物取り扱い申請がされてなかつたこと、地下タンクのある学校にも危険物取り扱い資格者を配置いないことが指摘された。公務補には資格所有者がたくさんいるので、23年度人事異動で適正に配置し、管理体制に努めていく。

・次に議会報告だが、来年度の施策と予算を決める第21回定例市議会が終わった。教育に関しての会派代表者の質疑のみを報告する。

・岩見沢の食中毒事件の影響を受けても民間委託を進めるのか、という指摘があつたが、これについては管理衛星面、特に調理器具の消毒、食材の扱い、施設上の問題点などが保健所から指摘され改善を図っている。直営、民間委託という業務形態の違いによるものではないということで、教訓を活かし、食の安全な提供を重視し業者選定や仕様書の作成に努めていくと答えていた。

・学校規模適正化について、弥生中の統廃合の進め方は適切なのか、また老朽化した校舎の改築の年度計画は示さないのか、という質問が出たがこれについては、学校、

PTA 役員、保護者、町内会役員と説明会を進め意見を聞いてきた。それから地域にはそれぞれの思いがあり尊重したいが、今回は特に反対はなく子どもの不安の解消を第一に準備会を立ち上げ、2年後をめどに実施する考えである。老朽化が多いことと併せて耐震診断結果との整合性が必要であるし、膨大な経費もかかる。年度目標は示せないが優先順位を見極めて進めると答えた。

・学力向上に関して、学校支援ボランティアは無償であるが、今現在補習に取り組んでいる学校から始めていく。市教委は学校を通して募集し、リストを作成する。大学や教員OBにも呼びかけていく。一方でICT器機を授業改善に活用して、その研修会も実施して進めると答えた。

・フッ素化物洗口については、効果は認めているが、保護者理解と学校の体制作り、経費が必要ということで、歯科医師会の協力仰ぎながら、モデル校の指定を目指していきたいと答えた。その他に、予算委員会、文教経済委員会ではより様々な具体的な内容の質疑があったがこちらの方は省略する。

・最後に地震関係のことだが、今回の津波警報により、非難勧告を受け避難所として開設した学校は、勇払小学校と苦小牧東中学校で、合わせて261名が利用した。他に自主避難した方がいたので、開設した学校は全部で9校あり、こちらの利用者は合計で47名だった。また、各学校は夜9時まで避難に備えて管理職が待機した。なお、地震の影響で、中学校では来月から始まる修学旅行への対応が迫られている。仙台など太平洋側は避けなければならないが、JRは日本海側は開通しており、フェリーも秋田～苦小牧間は運行しているので、旅行業者と知恵を出し合って変更するか、延期とするか、あるいは道内旅行にするか、各校検討している。

・以上で22年度最後の教育委員報告とする。6名の校長先生と1名の教頭先生、また教育委員会の管理職では小野寺スポーツ生涯学習部長と福田学校教育部次長が勇退され、あわせて須藤部長が交通部部長に異動することとなった。本市の教育の推進にこれまで御尽力いただき、大きな力を発揮していただいたことに感謝申し上げ、私たちの報告とする。

(上原委員長) 教育長報告に関連してご質問があればお受けしたい。

(一同「なし」の声)

4 議案審議

議案第1号 苫小牧市立学校の施設の開放に関する規則の設定について

(スポーツ生涯学習部長)

・12月にこの委員会で議案として提出した苫小牧市立学校の施設の開放に関する条例の制定が12月の議会で可決され、それを受け苫小牧教育委員会規則を設置する。規則については資料に記されてある通り、学校開放に関する条例の施行に関して、開放施設、使用の申請、時間区分、開放の時間、管理者及び事業主事、使用料の免除、使用料の還付、使用者の遵守事項などを決定して、公平な利用ができるることを意図として作られた規則だ。規則は平成23年4月1日から施行予定で、従前の苫小牧市立学校施設の開放に関する規則は全て廃止する。体育館については学校全てが該当し、グラウンドは澄川小学校、樽前小学校、植苗中学校、啓北中学校山なみ分校については開放しない方針だ。理由は、澄川小学校についてはグラウンドの水はけが悪く、苫で滑るので一般開放には適さない。樽前小学校はグラウンドが小さく、成人がスポーツをするには狭い。植苗、山なみ分校についても一般で使うには狭い。次に、教室等で開放するのは西小学校のみで、文化関係の学校開放になる。他の学校もできるのだろうが、学校開放するには管理人の配置など、かなりの費用を伴うため現在のところ西小学校のみの開放としている。

(上原委員長) 質疑をする。何かあればお受けする。

(佐藤守委員) 管理者とか事業主事、管理人のような方がおられるとのことだが、どのような方を想定しているのか。

(スポーツ生涯学習部長) 管理者が委員会の命を受け、運営を総括するという形で教頭先生が担当となる。事業主事というのは各団体の代表、使用する側の責任者という形で運営する。

(佐藤守委員) 使用後は清掃させていると思うが、トイレも清掃させているのか。あと、違反した時の罰則規定についてはないようだが、どのように考えているのか。

(スポーツ生涯学習部長) トイレ、体育館のフローリングにはモップ等も準備してあるので、それで清掃してもらう。罰則規定については、条例の第6条で罰則が定められている。使用許可の取り消し、もしくは条件を変更し制限する、という条項がある。使用者がこの条例、またはこれに基づく規則に違反した時、使用許可の条件に違反した時、申請に不正があった時、施設の開放にあたっての管理運営上支障がある時は、条例第7条で使用許可の取り消しという名目がある。そのため規則の方では罰則に触れていないが、代わりに第8条に遵守事項として喫煙、飲食、火気を使用しない等の4項目の遵守事項を義務付けている。

(佐藤守委員) 団体が基本的に管理していると思うが、常に教頭先生等の第三者が居るわけではなく、複数の使用者が鍵を持つなどの話も聞いたことがあり、管理が行き届かないのではないか。今後使用料を徴することになるが、今までと管理体制が同じなのか、変えていくのか心配なのだが。

(スポーツ生涯学習部長) 管理体制については大きくは変わらない。ただ、学校で申込を受け許可証発行するのを教頭先生に頼んでいたが、それが全てスポーツ課の業務となり、かなり膨大な業務となる。その際に再度、使用にあたり注意点を確認する。管理体制はいわゆる自主管理ということで、これを基本にやっていく。鍵については一同に集めて一年に一度ローテー

ションで鍵を使用団体に回しており、合鍵を造ることなどが無い様に

説明会で説明しているが、もし支障があれば対応したい。

(上原委員長) 他に意見や質問がなければ原案通り決定することでよろしいか。

(一同「異議なし」の声)

－原案どおり承認－

議案第2号 苫小牧市立図書館規則の一部改正について

(スポーツ生涯学習部長)

・現在、教育委員会の規則の中で図書館の場合、祝日は休みとなっている。祝日が土日だった場合、次の月曜日が振替で休みだが、これは祝日ではなく休日となるのに対し、図書館条例には祝日と記載されている。この場合、図書館は今まででは開いていなかつた。ここは祝日ではなく、振替休日と言わないと対応できなかったという実態があった。2012年の例でいうと、4月29日(日)が昭和の日となり、30日(月)が振替休日となる。こうなると、振替休日だから図書館は休んでもいいというような条例の作りになっている。祝日は大体開いているだろうと思って来た人に、何度か帰っていただいた事例があった。博物館などは対応できているが、図書館についてはハッピーマンデーができた時の対応が遅れていたのではないかと思う。それを他の施設と同様、振替休日であっても開けるという規則の改正となっている。

(上原委員長) 本件について質問があればお受けする。

特にないようなので、議案第2号について承認してよろしいか。

(一同「異議なし」の声)

－原案どおり承認－

議案第3号 苫小牧市市立学校管理規則の一部改正について

議案第4号 苫小牧市学校給食共同調理場規則の一部改正について

(学校教育部長)

・第3号と第4号については、栄養教諭の配置に伴う教育委員会規則の一部改正で、併せて説明する。議案第3号は苫小牧市学校管理規則第3条の第2号中「養護教諭」の次に「栄養教諭」を加える。議案第4号は苫小牧市学校給食共同調理場規則第5条に規定する専門医に「栄養教諭」を加えるという改正になる。栄養教諭については、学校教育法の一部を改正する法律が平成17年4月1日に施行され、学校における食に関する指導を充実し、児童・生徒が望ましい習慣を身につけることができるよう、新たに栄養教諭制度が設けられた。このことから、北海道教育委員会はこの制度を導入するため、関係する条例等の整備を行い平成17年度から栄養教諭の配置を進めてきている。本市では給食センター第1・第2の2ヶ所あり、それぞれに道費負担の学校栄養職員を第1給食センターに3人、第2給食センターに2人配置し、市の栄養士と共同して学校給食業務に従事している。道費負担の学校栄養職員を栄養教諭として、学校勤務の場合、市の栄養士との業務のバランス、児童生徒に提供する給食の安全との観点、また、給食センターの立替時に栄養教諭へ移行するなどいろいろと検討してきた。これらの検討を行い、道費負担の学校栄養教職員と市の栄養士との業務内容が整理されたので、平成23年4月1日から道費負担の学校栄養職員を栄養教諭へと任用するため関係規定を整理するものである。なお、栄養教諭が学校籍へと移動しても給食センターへの兼務発令されることから、今までと同様に食の安全は確保されるも

のと考えている。具体的に、道職員 5 名の栄養士がいるが、配属先は西の第 2 給食センターの栄養士が錦岡小と泉野小と考えている。第 1 給食の栄養士については、大成小、美園小、拓勇小と考えており、兼務発令をする。栄養教諭の職務内容については、教科や学級の担任をすることは想定されてない。学級の活動、給食の時間などの特別活動とか、教科及び総合的な学習の時間において、学級担任や教科担任と連携して食に関する指導を行う。身分については、栄養教諭という教育職となり、教育公務員特例法の適用となる。服務については、校長の指揮監督下のもとに行う。共同調理場では、場長の監督下になる。共同調理場には毎日午前とか午後とか割り振る中で勤務することになり、それとその本籍校の近隣の学校について授業の割り振りをしていくという勤務パターンを考えている。

(上原委員長) 意見や質問があればお受けする。

(佐藤守委員) 5 名の配置というか、所属小学校だが、他に担当の網羅する学校は決まっているのか。それと中学校は入ってないか。

(学校教育部長) 中学校も入ってる。今、5人の本籍校を決めて、近隣の学校のどこを受け持つか、それと曜日や時間等を校長と協議しながら、来年度に向けてやっている。

(上原委員長) 他に質問等がなければ、議案第 3 号及び第 4 号について原案通り承認することに異議はないか。

(一同「異議なし」の声)

—原案どおり承認—

議案第 5 号 平成 23 年度苦小牧市統一学力検査実施要領について

(指導室長)

- ・第5号については、学力向上に関する市長公約事業として新年度予算に計上された苦小牧市統一学力検査の実施について、実施要項(案)について説明させていただく。なお、先日配布したものに一部訂正があり、差し替えさせていただいた。趣旨については、学力検査を通じた本市、各学校、児童生徒個々の実態把握、課題の明確化と個に応じた学習指導の改善、及び教員の指導方向等の工夫改善にある。また、全国学力学習状況調査と合わせると、テスト内容は異なるものの、小学5・6年、中学2・3年児童生徒の複数学年における実態把握が期待できる。ただし、平成23年度全国学力学習状況調査については、大震災の影響による調査延期が通知された。8月以降の実施を検討することだが、中止になった場合は残念ながら複数学年の実態把握は叶わなくなる。次に対象学年及び教科についてだが、小学5年、中学2年の全児童生徒を対象としている。全国学力学習状況調査の対象となる前の学年で実施し、翌年度の同調査で実態等の変容を検証する意図がある。なので教科についても、国語と算数・数学の全国学力学習状況調査と同様の2教科とさせていただいた。ただし、同じ調査で経年比較する方がより効果的であるので、次年度については今年度の実施を踏まえて実施学年の拡大も含めた検討が必要ではないかと考えている。
- ・続いて、学力検査業者の選定についてだが、まずは全国的なデータを有する2社を選び、その2社の検査問題を比較した結果、記述式問題が設定されるなど、内容が工夫・充実しており、さらには提供されるデータが大変詳細であることから、東京書籍を採用したいと考えている。
- ・集団準拠評価による全国学力調査については、全国基準との比較が偏差値等で表され大変わかりやすく、且つ経年比較も可能であることから、全国学力学習状況調査(集団順序評価NRT)を選んだ。実施期日は、当初全国学力学習状況調査の実施が予定されていた4月19日を一斉実施日とする。欠席者にも対応できるよう、同じ週の22日金曜日までを追加実施が可能な予備日とさせていただいた。実施の方法については、

資料に記載のとおり。なお、本市としては初めての試みなので、市教委より保護者へのお知らせの文書を配布する。実施後の対応については、採点、集計結果は5月末を目途に返却される見込みだ。その後、各校にデータを提供するので、学校で分析・考察したのち、保護者へお知らせする。この流れについては、市全体についても同じである。なお、個人データについては返却後、直ちに各家庭へ配布する。結果の公表については、資料の6の(4)に記載されてる5点を基本にしたいと考える。具体的な公表内容については、本日教育委員の皆様から御意見等を伺うと共に、校長会との協議も図りながら改めて具体案を示したいと考える。なお、本市統一学力検査と直接的に結びつける必要はないが、全国学力学習状況調査の公表についても先の道議会において、その詳細の公表を求める質問に対して、高橋教育長が中学校の学力調査結果の公表に関し、市町村教育委員会と効果的な公表の方法を協議し、9月頃を目途に成案を得られるよう努めていくと答弁した。同調査の延期がそれにその公表内容にどう影響するかわからないが、実施した場合23年度結果の公表に反映されることが予想されるので、そちらの動向にも注視したいと考えている

(上原委員長) 意見や質問があればお受けする。

(佐藤守委員) テストの実施方法だが、当日に試験問題の袋を開ける等、かなり厳格な流れになるのか。

(指導室長) 全国学力学習状況調査ほど厳格ではないが、業者に問題文を各学校に送ってもらい、その日時も明確にし、しっかり保管して当日出す形になる。ただ、欠席した子どもたちへの配慮もしているので、全国学力学習状況調査のように当日のデータ以外はデータに入れないということは、必要ないかと思う。

(佐藤守委員) 全国だと生活の実態調査とか、家庭学習の関係とかも調べているかと思うが、苦小牧市で実施するこの検査というのはそういうものは含まれない、本格的なテストだけになるのか。

(指導室長) そのとおり。

(佐藤守委員) このテストの結果というのは、小中学校の場合は今まで全国学力調査の場合はそれだけだが、通知表とか学校独自の評価には影響はあるのか。

(指導室長) 学力調査の場合には、通知表には一切影響しない。

(教育長) 補足すると、前年度の学年で勉強した中身で、4月で新年度なので通知表には全く影響しない。通知表はその学期ごとに評価するので、これは復習テストみたいなものだ。

(佐藤郁委員) 結果は各学校で持つと思うが、それはどこかに報告するのか。今までこういうところが苦手だったが、それを克服するためこういうことをした、その結果どうなったというようなことはしていくのか。

(指導室長) 学校としては毎年学校評価の中で取り組みを知らせ、どこが伸びたかということは保護者の方に知らせている。

(上原委員長) 検査結果等の公表について、保護者に対しては直接可能だと思うが、地域住民に対してわかりやすく伝える工夫をする、その方法が資料にあるが、その学校の区域の中で学校側からその地域の住民に対してのやり方として捉えていいのか。

(指導室長) 基本的に各学校は学校だよりを地域の方々に回覧しており、その記事として概要等を載せることは、全国の学力学習状況調査の場合、今現在も行っているので、それに準じた形で説明してもらう。または、ホームページに掲載する場合もある。さらに学校評議委員会、また学校によっては地域の方を話し合いの場に来てもらい、学力の実態を説明する場を設定している。色々な形で広く公表していくよう考えている。

(上原委員長) 私も該当する地域に行き、年度当初あるいは中間くらいだったと思うが、学校の経営方針とか学校の現状だととか、あるいは今こんなことをやっているとか、今の検査の関係もそうだが、校長や教頭が来られて、

役員会や懇談会で直接話をされたり、子どもの生活状況も含め話をされてるので、できればそういう機会を各学校に大いに作っていただければと思う。

他に質問等がなければ、議案第5号について原案通り承認することに異議はないか。

－原案どおり承認－

議案第6号 特別支援学級の通学区域の変更について

(学校教育部長)

・平成23年4月より、特別支援学級を勇払小学校新たに設置することと、言語障害通級指導教室（ことばの教室）を沼ノ端小学校に設置するための通学区域の変更、ならびに交流教育の見直しによる弥生中学校の通学区域の変更になる。今回、沼ノ端小学校から直接分離移動対象の児童はいない。勇払小学校に新1年生が2人情緒障害で入ることと、今在籍している新3年生になる知的障害の1名、情緒障害の1名が就学指導委員会の判定を受け、特別支援学級ということで、4名体制で勇払小学校はスタートする。沼ノ端小学校に設置することばの教室だが、これは苦小牧東小学校から5つの対象学校を分離して設置するものだ。これにより、市内の東部地区、中央地区、西部地区の3校に設置され、対象児童が通学しやすくなるようにした。また新年度から、小学校の情緒障害通級指導教室の対象児童の必要に応じて、各小学校で開催することとした。なお、この通級教室の4小学校である、沼ノ端小、美園小、豊川小、大成小については、教員が加配されることが認められた。中学校に関しては、交流教育の見直しということで、その部分の整備をしたものだ。資料中の「啓北中の通学区域の生徒で、交流教育が中心となる」とあるが、この交流教育がなくなるので

削除する。なお、特別支援学級の病虚弱学級は対象児童に必要に応じて別に定めるこ
ととし、澄川小学校に本年4月に開設予定だ。

(上原委員長) 本件について質問があればお受けする。

特にないようなので、議案第6号について承認してよろしいか。

(一同「異議なし」の声)

議案第7号 小中学校規模適正化地域プランについて

(学校教育部次長)

プラン(案)に基づき、1月17日の保護者説明会を皮切りに、特別支援学級の保護
者、町内会と説明を行ってきた。さらに3月16日、文教経済委員会においてプラン
(案)の説明と、説明会の内容について報告をしてある。これら一連の説明会におい
ては、プラン(案)そのものの変更する意見はなく、これまで委員の皆様に説明した
ものについても変更はない。従ってプラン(案)について一通り関係者への説明を終
えたので、今後本格的に25年4月の統廃合に向け、具体的な作業を進めるにあたり、
プラン(案)を正式なプランにしたいと考えている。

(上原委員長) 本件について質問があればお受けする。特にないようなので、議案第
7号について承認してよろしいか。

(一同「異議なし」の声)

－原案どおり承認－

議案第 8 号 苫小牧市学校評議員の委嘱について

議案第 9 号 教育委員会職員の処分について

(議案第 8 号及び第 9 号は人事案件のため、秘密会とする旨議決する)

5 協 議

協議案件なし

6 その他の件

(1) 植苗小中学校における灯油漏れについて

(学校教育部次長)

・配布した資料については、先の議会で配布したものなので、ご覧いただくということで、説明については割愛させていただく。3月7日以降の件についての報告だが、まず現状について、灯油が漏れている数については変化は見られない。現在の対応としては、図面を見ていただきたいが、漏れた灯油が現状より広がらないように吸着マット、オイルストッパーを設置し、確認を日々施設係の担当職員、それから学校職員が日々2回行っている。3月23日に、範囲を決定する調査を実施しており、結果についてはまだ出ていないが、これから報告を業者から受けることになっている。今後

の対応としては、灯油漏れの範囲の地面を掘削し、新たな土地を埋め戻す作業を新年度において行う予定としている。見積り額や実施時期、予算措置については今のところ未定となっている。今後埋め戻しの作業が終了したら、また教育委員会、それから所管の委員会に最終報告を行うことを考えている。

(上原委員長) 意見や質問があればお受けする。

(佐藤守委員) ボイラーはその後使っているのか。

(学校教育部次長) はい。灯油タンクから引いていたが、今はボイラーに付いている管に入れて使っている。

(教育長) すぐ油が無くなるみたいで、それで外の灯油から引っ張っていた。

(佐藤郁委員) 繋いでいたところは使わなくなったのか。

(教育長) そこはもう取り外したので使われていない。

(上原委員長) 他に質問等がなければ、報告通り承認することに異議はないか。

(一同「異議なし」の声)

7 委員会閉会の宣言（上原委員長）…16時16分